明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟規則の一部を改正する規則（最高裁一）　一

〔省　令〕
○薬事法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二）　一

〔告　示〕
○原戸籍が滅失した件（法務五六）　二
○戸籍が滅失した件（同五七）
○除籍の一部が滅失した件（同五八）
○除籍が滅失した件（同五九）
○日本国に帰化を許可する件（同六〇）
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務四五、四六）　三
○獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件の一部を改正する件（農林水産四六一）
○保安林の指定を解除する件（同四六二）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同四六三～四六六）
○海岸保全施設の管理の所掌の方法について協議が成立した件（農林水産・国土交通一）
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項の登録の更新を行った件（経済産業一四）
○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（同一五、一六）
○電気工事士法第四条の三に規定する自家用電気工作物の保安に関する講習を行う者を指定した件（同一七）
○高速自動車国道に関する件（国土交通一二五）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同一二六）
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁一）　四
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録抹消の件（同二）　五
○道路に関する件（四国地方整備局五）　六

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　外務省　最高裁判所　六

〔叙位・叙勲〕　六

〔皇室事項〕　六

〔官庁報告〕
官庁事項
技能実習制度推進事業運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について（厚生労働省）　七
労働
最低工賃の廃止決定に関する公示（和歌山労働局最低工賃公示一、二）　七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　九
会社その他　二六

最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年二月十二日

最高裁判所

普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟規則の一部を改正する規則

普通地方公共団体に対する国の関与等に関する訴訟規則（平成十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二百五十二条（都道府県の関与に関する訴えの提起）第一項」を「、第二百五十一条の六（都道府県の関与に関する訴えの提起）第一項、第二百五十一条の七（普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起）第一項並びに第二百五十二条（市町村の不作為に関する都道府県の訴えの提起）第二項及び第三項」に改める。

附　則

この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○厚生労働省令第十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項第五号の十二中「製剤」の下に「。ただし、一片中（一〇R・一二S）―N―｛（二R・六S・九S・一一R・一二S・一四aS・一五S・二〇S・二三S・二五aS）―一二―［（二―アミノエチル）アミノ］―二〇―［一R）―三―アミノ―一―ヒドロキシプロピル］―二三―［（一S・二S）―一・二―ジヒドロキシ―二―（四―ヒドロキシフェニ